和経協労働ハンドブック

平成 18 年版・旅費(国内・海外)編

~経協 NEWS 別冊 563~

和歌山県経営者協会労働専門委員会

平成 18 年版・旅費(国内・海外)編

は じ め に

このたび労働専門委員会の研究課題として、和経協労働ハンドブック「旅費(国内・海外)編」を発刊いたしました。

経営環境が変化する中で、社内の諸規定の見直しの一つとして、また各社の事業が 国際化する中で、旅費の支給実態を調査し、今後「出張旅費」について検討する上で の参考に供するものです。

本書に集録した「旅費(国内・海外)編」は、

- (1) 当経協労働専門委員会が、本年9月に会員企業に実態調査表を送付し、88社 から回答を頂いたものをとりまとめたものです。
- (2)内容は、国内出張にあっては、 宿泊出張、 日帰り出張、 長期出張の減額 措置、 宿泊を伴う研修・視察の出張、 転勤に伴う出張、 赴任手当(支度料) 荷造り運送費、 赴任休暇・下見休暇等、 別居手当・単身赴任に伴う一事帰省の交通費等。また、海外出張については、 支度料、 日当、 宿泊料、 保険金額、 2回目以降の支度料支給基準等、各事業所の実態を調査いたしました。
- (3)今回集録しました調査内容につきましては、短期間に回答を集約したため、不 備な点やご指摘も多々あろうかと存じますが、今後とも皆様方のご要望にそっ て、充実していきたいと考えておりますので、ご寛容を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、ご多忙中にもかかわりませず、この調査にご協力下さいました各社の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成18年11月

和歌山県経営者協会 労働専門委員会

目 次

I.概 要・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ . 旅費規程の有無・・・・・・・・・・・・・6
Ⅲ.国内出張・・・・・・・・・・・・・・・10
(調査項目)
国内出張の日当、宿泊料・・・・・・・・・・10
長期出張の取り扱い・・・・・・・・・・・12
宿泊を伴う研修・視察等の出張の取り扱い・・・・・・15
転勤に伴う手当・・・・・・・・・・・・16
(1)転勤者の旅費
(2)帯同家族の旅費の支給内容
赴任手当(支度料) 日当、宿泊料 ・・・・・・・19
荷造運送費(転宅料) ・・・・・・・・・・・22
赴任休暇、下見休暇、赴任に伴い付与されるその他休暇・・22
単身赴任に伴う手当・・・・・・・・・・・・23
交通費について・・・・・・・・・・・・24
日当について・・・・・・・・・・・・・30
宿泊料について・・・・・・・・・・・・・37
Ⅳ.海外出張・・・・・・・・・・・・・・41
(調査項目) 海外出張の支度料、日当、宿泊料、保険金額・・・・・・41 (1)県内本社企業 (2)県外本社企業
2回目以降の支度料の支給基準・・・・・・・・・45

I.概 要

1.国内出張の日当、宿泊料(10~11 頁参照) (県内本社企業)

宿泊出張

(1)日当

<u>社長</u> 最高地の平均は6,565円、最低地の平均は6,153円。最高 支給額は15,000円、最低支給額は3,000円。

課長 最高地の平均は3,080円、最低地の平均は3,030円。最高 支給額は5,000円、最低支給額は1,800円。

一般(最高位)

最高地の平均は2,341円、最低地の平均は2,314円。 最高支給額は3,500円、最低支給額は1,500円。

(2)宿泊料

<u>社長</u> 最高地の平均は15,844円、最低地の平均は15,156円。 最高支給額は30,000円、最低支給額は9,000円。

課長最高地の平均は10,524円、最低地の平均は9,875円。最高支給額は15,000円、最低支給額は8,000円。

一般(最高位)

最高地の平均は9,063円、最低地の平均は8,478円。 最高支給額は12,000円、最低支給額は7,000円。

日帰り出張の日当

社長 最高地の平均は1日につき5,512円、最低地の平均は1日につき4,465円。集計社中、最高支給額は15,000円で、最低支給額は1,000円で、企業による差が大きい。

<u>課長</u> 最高地の平均は2,845円、最低地の平均は2,295円。 最高支給額は7,000円、最低支給額は300円。

一般(最高位)

最高地の平均は2,173円、最低地の平均は1,816円。最高支給額は4,600円、最低支給額は300円。

2. 長期出張の取扱い

日当の減額などの対象となる長期出張と、通常の出張と区別する日数は「1ヶ月」「14日以上」としている企業が各3社、「5日」「7日」「20日」としている企業が各2社などで、企業によりばらつきがある。

日当の減額率については、10~50%と企業により差がある。また、日数を段階的に設定し、それに従った減額率を設定している企業もある。

3. 宿泊を伴う研修・視察等の出張の取扱い

宿泊料や交通費は、実費支給や規程により支給するとした企業が多い。

日当について減額する企業もある。また、宿泊料等が研修会受講料に含まれている場合支給しない、と規程に明示している企業が多い。

4.転勤に伴う手当て

転勤者の旅費

手当には、交通費、日当、宿泊料等がある。出張旅費規程を適用したり、同 規程に準じて算出している。

帯同家族の旅費

交通費は、家族1人につき通常の出張旅費に準じて算出した、転勤者本人と同等の金額を支給、日当は減額した金額を支給するとした企業が多い。実費を支給する企業が多い。12歳未満の者は半額、6歳未満の者には支給しないと明示している企業もある。

また、発令日より1年以内に同伴するものと明示している企業もある。

5. 赴任手当(支度料)

定額を支給する企業(8社)や、基本給や所定額を基準に設定している企業(3 社)がある。家族帯同と単身赴任の場合では、異なる。

6.荷造運送費(転宅料)

規程の提供があった中で、明示されているすべてが実費で支給としている。

- 7.赴任休暇、下見休暇、赴任に伴う付与される休暇(22頁参照)
- 8. 単身赴任に伴う手当て
 - 一時帰省の交通費

一時帰省にあたり、交通費の支給を年12回とする企業が最も多く、規程を定めているとした30社のうち、24社(80.0%)を占める。

- 9. 交通費について (24 頁参照)
- 10. 日当について (30 頁参照)
- 11. 宿泊料について(37 頁参照)
- 12.海外出張の支度料、日当、宿泊料(41~43頁)
 - (1)県内本社企業

支度料

- 社長 最高値の平均は1回につき、71,765円、最低地の平均は62,235円となっている。集計社中の最高支給額は、250,000円で、最低支給額は10,000円である。
- 課長 最高地の平均は56,167円、最低地の平均は48,625円となっている。最高支給額は200,000円で、最低支給額は10,00円である。

一般(最高位)

最高地の平均は50,087円、最低地の平均は44,174円となっている。最高支給額は200,000円、最低支給額は10,00 0円となっている。

日当

- 社長 最高地の平均は1日につき12,415円、最低地の平均は11,605円となっている。ドルベースでは、それぞれ103ドル、77ドルとなっている。集計中最高支給額は、50,000円、最低支給額は1,000円である。ドルベースでは、それぞれ210ドル、25ドルとなっている。
- 課長 最高地の平均は1日につき6,913円、最低地の平均は6,225 円、ドルベースではそれぞれ52ドル、46ドルとなっている。集計 中最高支給額は16,000円、最低支給額は1,000円である。 ドルベースでは、それぞれ80ドル、20ドルとなっている。

一般(最高位)

最高地の平均は1日につき6,180円、最低地の平均は5,593円、ドルベースではそれぞれ49ドル、42ドルとなっている。集計中最高支給額は15,000円、最低支給額は1,000円である。ドルベースでは、それぞれ80ドル、17ドルとなっている。

宿泊料

- 社長 最高地の平均は1日につき18,667円、最低地の平均は17,455円となっている。ドルベースでは、それぞれ158ドル、129ドルとなっている。集計中最高支給額は、40,000円、最低支給額は11,000円である。ドルベースでは、それぞれ250ドル、80ドルとなっている。
- 課長 最高地の平均は1日につき13,750円、最低地の平均は12,2 14円、ドルベースではそれぞれ118ドル、93ドルとなっている。 集計中最高支給額は30,000円、最低支給額は7,000円である。ドルベースでは、それぞれ140ドル、70ドルとなっている。

<u>一般(最高位)</u>

最高地の平均は1日につき12,692円、最低地の平均は11,500円、ドルベースではそれぞれ111ドル、86ドルとなっている。 集計中最高支給額は30,000円、最低支給額は6,000円である。ドルベースでは、それぞれ135ドル、60ドルとなっている。

保険金額

- <u>社長</u> 災害死亡 の平均は5,861万円、最高は2億円、最低は1,000万円。 疾病死亡 の平均は2,164万円、最高は3,000万円、最低は300万円。 携行品損害 の平均は46万円、最高は70万円、最低は30万円。
- 課長 災害死亡 の平均は3,236万円、最高は5,000万円、最低は1,000万円。 疾病死亡 の平均は1,941万円、最高は3,000万円。 携行品損害 の平均は40万円、最高は50万円、最低は30万円。

<u>一般(最高位)</u>

災害死亡 の平均は2,896円、最高は5,000万円、最低は1,000円。 疾病死亡 の平均は1,591万円、最高は3,00万円、最低は100万円。 携行品損害 の平均は39万円、最高は50万円、最低は30万円。

(2) 県外本社企業

支度料

<u>課長</u> 最高地の平均は62,571円、最低地の平均は59,714円とな

- っている。最高支給額は80,000円で、最低支給額は38,00 0円である。
- 一般 最高地の平均は59,750円、最低地の平均は57,250円となっている。最高支給額は80,000円、最低支給額は38,000 円となっている。

日当

- 課長 最高地の平均は1日につき5,250円、最低地の平均は5,000円、ドルベースではそれぞれ61ドル、55ドルとなっている。集計中最高支給額は7,000円、最低支給額は3,000円である。ドルベースでは、それぞれ76ドル、45ドルとなっている。
- 一般 最高地の平均は1日につき5,250円、最低地の平均は5,000円、ドルベースではそれぞれ55ドル、49ドルとなっている。集計中最高支給額は7,000円、最低支給額は3,000円である。ドルベースでは、それぞれ76ドル、30ドルとなっている。

宿泊料(円でのデータ数が少ないため、ドルベースの金額のみ集計)

- 課長 最高地の平均は1日につきドルベースで154ドル、最低地の平均は129ドルとなっている。集計中最高支給額は200ドル、最低支給額は85ドルとなっている。
- <u>一般</u> 最高地の平均は1日につきドルベースで139ドル、最低地の平均1 13ドルとなっている。集計中最高支給額は180ドル、最低支給額 は80ドルとなっている。

保険金額

- 課長 災害死亡 の平均は3,778万円、最高は1億円、最低は1,000万円。 疾病死亡 の平均は3,417万円、最高は1億円、最低は500万円。 携行品損害 の平均は40万円、最高は50万円、最低は30万円。
- <u>一般</u> 災害死亡 の平均は3,545円、最高は1億円、最低は1,00 0円。 疾病死亡 の平均は3,417万円、最高は1億円、最低は 500万円。 携行品損害 の平均は40万円、最高は50万円、最 低は30万円。

Ⅱ.旅費規程の有無 <上段 社数、()内%>

旅費規程の有無について調査すると下記のとおりとなった。

1 国内出張、海外出張の規程の有無

			具内本社	(71社)			ļ	県外本 社	上(17社)	
	社	国内占	出張	海外は	出張	社	国内と	出張	海外出張	
	数	有	無	有	無	数	有	無	有	無
49 人	20	19	1	6	14					
以下	社	(95.0)	(5.0)	(30.0)	(70.0)					
50 ~	19	18	1	9	10	1	1	0	0	1
99 人	社	(94.7)	(5.3)	(47.4)	(52.6)	社	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
100 ~	25	25	0	12	12	6	6	0	6	0
299 人	社	(100.0)	(0.0)	(48.0)	(48.0)	社	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)
300 ~	3	3	0	2	0	1	1	0	1	0
499 人	社	(100.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	社	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)
500 人	4	4	0	4	0	9	9	0	8	1
以上	社	(100.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	社	(100.0)	(0.0)	(88.9)	(11.1)
合 計	71	69	2	33	36	17	17	0	15	2
	社	(97.2)	(2.8)	(50.0)	(50.0)	社	(100)	(0.0)	(88.2)	(11.8)

2 国内出張について

出張旅費の規程の有無

<u>宿泊出張</u> 88 社中 86 社 (97.7%) に規程があり、2 社 (2.3%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で 69 社 (97.2%) にあり、2 社 (2.8%) にない。県外本社は17 社すべてに規程がある。

<u>日帰出張</u> 88 社中 81 社 (92.1%) に規程があり、5 社 (5.6%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で 65 社 (91.6%) にあり、4 社 (5.6%) にない。県外本社は16 社 (94.1%) にあり、1 社 (5.9%) に規程がない。

会計 (88 社 規 程		†(88社))	県内本	社(71 社	:)	県外本社(17社)		
八九 作主	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無	
宿泊出張	86	2		69	2		17	0	
1日/日山坂	(97.7)	(2.3)		(97.2)	(2.8)		(100)	(0)	
日帰り出張	81	5	2	65	4	2	16	1	
口怖り山坂	(92.1)	(5.6)	(2.3)	(91.6)	(5.6)	(2.8)	(94.1)	(5.9)	

長期出張の取り扱いのうち減額措置の規程の有無

88 社中 34 社 (38.6%) に規程があり、52 社 (59.1%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、25 社 (35.2%) にあり、44 社 (62.0%) にない。県外本社 17 社の中で、9 社 (52.9%) にあり、8 社 (47.1%) にない。

	合	計(88 社)	県内本社(71 社)			県外本社(17 社)	
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無
社数	34	52	2	25	44	2	9	8
TT XX	(38.6)	(59.1)	(2.3)	(35.2)	(62.0)	(2.8)	(52.9)	(47.1)

宿泊を伴う研修・視察等の出張の規程の有無

88 社中 57 社 (64.8%) に規程があり、28 社 (31.8%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、44 社 (62.0%) にあり、24 社 (33.8%) にない。県外本社 17 社の中で、13 社 (76.5%) にあり、4 社 (23.5%) にない。

	合	計 (88社)	県内	本社(71	県外本社(17社)		
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無
社 数	57	28	3	44	24	3	13	4
↑1 女X	(64.8)	(31.8)	(3.4)	(62.0)	(33.8)	(4.2)	(76.5)	(23.5)

転勤に伴う手当について (転勤者本人の規程、帯同家族の規程の有無)

<u>転勤者本人</u> 88 社中 45 社 (51.1%) に規程があり、41 社 (46.6%) にない。そのうち

県内本社 71 社の中で、29 社(40.8%)にあり、40 社(56.3%)にない。

県外本社 17 社の中で、16 社 (94.1%)にあり、1 社 (5.9%)にない。

<u>帯同家族</u> 88 社中 40 社 (45.5%) に規程があり、45 社 (51.1%) にない。そのうち

県内本社 71 社の中で、24 社 (33.8%)にあり、44 社 (62.0%)にない。

県外本社 17 社の中で、16 社 (94.1%)にあり、1 社 (5.9%)にない。

規		合計(88 社)		県	内本社	(71社	.)	県外本社(17 社)			
^况 程	転勤者	本人本首	帯同家族		転勤者本人		帯同家族		転勤者本人		帯同家族	
11主	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
社	45	41	40	45	29	40	24	44	16	1	16	1
数	(51.1)	(46.6)	(45.5)	(51.1)	(40.8)	(56.3)	(33.8)	(62)	(94.1)	(5.9)	(94.1)	(5.9)
未記入	2		-	2	2			2		_	_	_
(社)	2			3	2		•	3	_		•	

赴任手当(支度料)の規程の有無

88 社中 41 社 (46.6%) に規程があり、47 社 (53.4%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、25 社 (35.2%) にあり、46 社 (64.8%) にない。県外本社 17 社の中で、16 社 (94.1%) にあり、1 社 (5.9%) にない。

	合計(8	88社)	県内本社	(71社)	県外本社(17社)		
	有	無	有	無	有	無	
社 数	41	47	25	46	16	1	
↑ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	(46.6)	(53.4)	(35.2)	(64.8)	(94.1)	(5.9)	

荷造り運送費(転宅料)の規程の有無

88 社中 43 社 (48.9%) に規程があり、44 社 (50.0%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、27 社 (38.0%) にあり、43 社 (60.6%) にない。県外本社 17 社の中で、16 社 (94.1%) にあり、1 社 (5.9%) にない。

	合	計(88 社)	県内	県内本社(71 社)			県外本社(17 社)	
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無	
社数	43	44	1	27	43	1	16	1	
T工 安X	(48.9)	(50.0)	(1.1)	(38.0)	(60.6)	(1.4)	(94.1)	(5.9)	

赴任に伴い付与される休暇の規程の有無

88 社中 25 社 (28.4%) に規程があり、62 社 (70.5%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、10 社 (14.1%) にあり、60 社 (84.5%) にない。県外本社 170 社の中で、15 社 (88.2%) にあり、2 社 (11.8%) にない。

	合	計 (88 社)	県内	県内本社(71 社)			県外本社(17 社)	
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無	
社 数	25	62	1	10	60	1	15	2	
↑1 女人	(28.4)	(70.5)	(1.1)	(14.1)	(84.5)	(1.4)	(88.2)	(11.8)	

単身赴任に伴う別居手当の規程の有無

88 社中 36 社 (40.9%) に規程があり、51 社 (58.0%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、23 社 (32.4%) にあり、47 社 (66.2%) にない。県外本社 17 社の中で、13 社 (76.5%) にあり、4 社 (23.5%) にない。

	合	計(88 社)	県内	県内本社(71 社)			県外本社(17 社)	
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無	
社数	36	51	1	23	47	1	13	4	
TI XX	(40.9)	(58.0)	(1.1)	(32.4)	(66.2)	(1.4)	(76.5)	(23.5)	

単身赴任を伴う一時帰省の交通費の規程の有無

88 社中 30 社 (34.1%) に規程があり、57 社 (64.8%) にない。そのうち県内本社 71 社の中で、16 社 (22.5%) にあり、54 社 (76.1%) にない。県外本社 17 社の中で、14 社 (82.4%) にあり、3 社 (17.6%) にない。

	合	計(88社)	県内	本社(71 ね	県外本社(17社)		
	有	無	未記入	有	無	未記入	有	無
社 数	30	57	1	16	54	1	14	3
↑ 女X	(34.1)	(64.8)	(1.1)	(22.5)	(76.1)	(1.4)	(82.4)	(17.6)

規程があると回答した企業(県内本社 16 社、県外本社 14 社)で、帰省交通費を認めている回数を年12回としている企業が24社(80.0%)で最も多かった。

回/年	2 回	4回	6 回	12回	15回
県内本社(16 社)	1 (6.3)	3 (18.6)	1 (6.3)	1 1 (68.8)	
県外本社(14 社)				1 3 (92.9)	1 (7.1)
合 計(30社)	1 (3.3)	3 (10)	1 (3.3)	2 4 (80)	1 (3.3)

その他の規程

その他の規程について、<u>子女転校入学費補助手当</u>や、<u>転園転学手当</u>、<u>住宅の貸与</u>、<u>着後手</u>当、独身者配転手当、赴任先からの出張の手当などの回答があった。

Ⅲ. 国内出張

① 国内出張の日当、宿泊料

(1) 県内本社企業

			宿	泊出張の日当	• 宿泊料 (F	円)	日帰り出張の	0月当(円)
	区分	r	日	当	宿氵	伯 料		
			最高地	最低地	最高地	最低地	最高地	最低地
		平均額	6, 565	6, 153	15, 844	15, 156	5, 512	4, 465
	社 長	社 数	17	17	16	16	17	17
		最高額	15,000	15,000	30,000	30,000	15,000	15,000
		最低額	3,000	3,000	9,000	9,000	1,500	1,000
		平均額	5, 035	4, 741	13, 471	12, 853	4, 294	3, 365
	専 務	社 数	17	17	17	17	17	17
		最高額	10,000	10,000	20,000	20,000	10,000	10,000
役員		最低額	2,000	2,000	9,000	9,000	1,500	1,000
員		平均額	5, 035	4, 741	13, 471	12, 853	4, 294	3, 365
	常務	社 数	17	17	17	17	17	17
		最高額	10,000	10,000	20,000	20,000	10,000	10,000
		最低額	2,000	2,000	9,000	9,000	1,500	1,000
		平均額	5, 024	4, 729	13, 353	12, 735	4, 282	3, 329
	取締役	社 数	17	17	17	17	17	17
		最高額	10,000	10,000	20,000	20,000	10,000	10,000
		最低額	2,000	2,000	9,000	9,000	1,500	1,000
		平均額	3, 545	3, 445	11,000	10, 400	3, 010	2, 440
	部 長	社 数	20	20	21	20	20	20
		最高額	5,000	5,000	15, 000	15,000	7,000	5,000
		最低額	2,000	2,000	8,000	8,000	300	300
管		平均額	3,080	3, 030	10, 524	9, 875	2,845	2, 295
理監	課長	社 数	20	20	21	20	21	21
督		最高額	5,000	5,000	15, 000	15, 000	7,000	5,000
督者		最低額	1,800	1,800	8,000	8,000	300	300
		平均額	2, 510	2, 480	9, 595	8, 925	2, 395	1, 910
	係 長	社 数	20	20	21	20	21	21
		最高額	3, 700	3, 700	12,000	11,000	7,000	3,000
		最低額	1,600	1,500	8,000	8,000	300	300
		平均額	2, 341	2, 314	9, 063	8, 478	2, 173	1,816
	最高位	社 数	22	22	24	23	24	24
		最高額	3, 500	3, 500	12,000	10,000	4,600	3,000
		最低額	1,500	1,500	7,000	7,000	300	300
般		平均額	2, 326	2, 300	8, 833	8, 380	2, 166	1,816
	最低位	社 数	23	23	24	25	25	25
		最高額	3, 500	3, 500	12,000	10,000	4,600	3,000
	※最高地 長	最低額	1,500 分がない場合	1,500 同額として計算し	3, 500	3, 500	300	300

※最高地、最低地の区分がない場合、同額として計算している。

(2)県外本社企業

			宿泊	自出張の日当	i・宿泊料()	円)	日帰り出張の	の日当 (円)
	区 分		月	当	宿氵	伯 料		
			最高地	最低地	最高地	最低地	最高地	最低地
		平 均	1, 900	1,900	10, 583	9, 567	2, 250	1,550
	部 長	社 数	3	3	3	3	3	3
		最高額	2, 700	2, 700	11, 700	10, 700	3, 050	2, 700
		最低額	1,000	1,000	8, 500	7, 500	1,000	950
管		平 均	1,867	1,867	10, 583	9, 567	2, 217	1, 517
理監	課長	社 数	3	3	3	3	3	3
督		最高額	2,600	2,600	11, 700	10, 700	3, 050	2, 600
者		最低額	1,000	1,000	8, 500	7, 500	1,000	950
		平 均	1,800	1,800	10, 067	9, 050	2, 150	1, 450
	係 長	社 数	3	3	3	3	3	3
		最高額	2, 400	2, 400	11, 700	10, 700	3, 050	2, 400
		最低額	1,000	1,000	8,000	7, 000	1,000	950
		平 均	1, 567	1, 567	9, 733	8, 717	1,917	1, 217
	最高位	社 数	3	3	3	3	3	3
		最高額	2,000	2,000	11, 700	10, 700	3, 050	1, 700
		最低額	1,000	1,000	7,000	6,000	1,000	950
般		平 均	1, 567	1, 567	9, 733	8, 717	1, 917	1, 217
	最低位	社 数	3	3	3	3	3	3
		最高額	2,000	2,000	11, 700	10, 700	3, 050	1,700
		最低額	1,000	1,000	7,000	6,000	1,000	950

^{※1} 役員については、データ数が少ないため、集計から除いた。※2 最高地、最低地の区分がない場合、同額として計算している。

長期出張の取扱い

業種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容						
	県内	A - 1	長期にわたる研修、研究開発に伴う出張の場合、日当は通常の						
	本社		日当にかえて、滞在費として手当てを支給。1日当たり、50						
			00円。別途宿泊費は、実費支給。						
		A - 3	同一地に 20 日以上にわたり駐在する場合、駐在期間中 (駐在地						
			へ到着の日より同地を出発する前日までの期間)の日当は下記						
			の表のとおり。但し、3ヶ月を越える駐在期間中に半月未満の						
機			端数月を生じた場合は半額とする。						
			20日を越える駐在						
械			区 分 日 当(注)						
			20 日 ^{を超え} 超 3 ヶ月 3 ヶ月まで						
•			理 事 3,000 40,000円/月						
			参事・参事補 2,600 35,000円/月						
金			主 事 2,100 28,000円/月						
			主 事 補 1,700 23,000円/月						
属			一 般 1,300 18,000円/月						
			(注)本表規定の日当は、駐在当初より適用するものとする						
		A - 4	同一地に引き続き1ヶ月以上滞在するときは、 日当は半額。						
			宿泊は、会社の定めるところとし、その費用は会社が負担。						
			交通費については、規程により支給。						
	県内	B - 1	同一地域に 10 日以上滞在するときは、原則として減額。その都						
	本社		度決定する。						
化		B - 2	2週間以上滞在する場合の宿泊料及び日当は規定の8割。						
学			本社、各営業所間等の長期出張(2週間以上)については、宿						
			泊料は実費、日当は規定額の2分の1。						
· —		B - 5	同一地、あるいは同一地方に引き続き 14 日を超えて連続滞在す						
石			る宿泊出張を長期出張という。長期滞在する場合は、会社指定						
油			又は許可を得た場所で宿泊しなければならない。14 日を超えた						
			日数の日当は半額。同一地方に30日以上にわたって滞在するこ						
			とがあらかじめ推測される場合は、宿泊料・日当・食卓料に代						
			え、手当てを支給。その額は、都度別に決める。						

業 種	本社 所在	会 社 記 号		取扱	į (1	内 容				
金	県内	C - 1	長期研修訓練(5日以上)に	:参加の場	合の日当	は普通日	当の半額		
主融	本社		とする。	とする。						
πд		C - 2	1 ヶ月以上滞在で	1 ヶ月以上滞在する場合の旅費については別途定めることがある。						
	県内	E - 1		1ヶ月を越え、1年未満にわたる出張。						
	本社		(甲) 東京、樹 (乙) 上記以タ	(甲) 東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡に宿泊 (ア) ト記以外						
				· - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	部長	課長専門職	係 長専任職	その他		
					部長代理	監督	班長			
			日当(甲) 3,000		1,800	1,500	1,200	1,200		
			日当(乙) 2,400		1,700	1,500	1,200	1,200		
√ =			宿泊料			D住宅提供				
運			支度金	基本給 (————	役付含む) 1ヶ月:	分の 50%			
		E - 2	駐在が継続して							
			準用し、4日目					夕食費・・・		
			会社負担、駐在	手当 1日	につき 50	10 円とす	る。			
輸		E - 4	同一地に 14 日に	こわたり駐右	Eする場合	の日当。				
נחד				14~30日	31 ~ 9	31~90 日 3ヶ		える期間		
			副主査以上	2,200/日	2,000)/日	35,000円/月			
			主事補以上	1,900/日	1,700	1,700/日		30,000円/月		
			主任以下	1,800/日	1,600)/日	25,000	円/月		
		E - 5	同一地に 20 日以	人上にわたり)駐在する	場合、駐	主在期間中	1(駐在地		
			に到着した日か	ら同地を出	発する前	日までの	期間)の	日当及び		
			宿泊料は、下記	の通りとす	る。ただ	し、3ヶ	月を越え	る滞在期		
			間中に半月未満	の端数月を	生じた場	合は半額	とする。			
						を超える	註在			
					3当(注)		一宿	泊料		
			M - 3	20日を超え3ヶ月 3,000 円		<u>超3ヶ月</u> ,000 円/月		000円		
			M-1, 2	2,600 F		,000 円/月		500円		
			上記以外	2,100 F		,000円/月		000円		
			(注)本表規							
			(上)十八九	~~~~		カい フ起/	, , , o , O (,, C , O ₀		

業種	本社 所在	会 社記 号		取扱し	1 内容					
	県内 本社	F - 2		滞在期間7日を超える日数については、通常の出張旅費の半額 とし、宿泊費は規程で定められる額を限度とし、実費を支払う。						
食		F - 3	社内間長期出張 張日当を含む)	宿泊費は出勤日	1 日につき 3,00	00 円(社内間出				
品		F - 4	9日以上の場合 16日以上の場合 23日以上の場合	…各日当定額の	8割					
建	県内	J - 1	同一地域におい	て連続 5 日を越	えて滞在する場	合は5日を越え				
設	本社		る日数について	は所定の7割。	10 日を越える日	数は5割。				
	県外	K - 2	派遣出張:原則	200km 以上離れ	たほか事業所の	要請により同一				
	本社		地域に7日以上	滞在して業務を	行うもの。					
そ			宿泊場所	日	当	宿泊費				
の				妻帯者	独身者					
他			会社施設	1,800円	1,500円	無				
			旅館 1,300 円 1,000 円 実費							
			出発した当日	出発した当日から数えて 6 泊目の日までの日当については、						
			普通出張の日当	を支給。						

宿泊を伴う研修、視察等の出張の取り扱い

業種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容
	県内 企業	A - 1	その都度決定
+414		A - 3	会社または他団体の主催する会合等に会員として出席するため 旅行し、交通費または宿泊費が会費に含まれている場合は、支 給しない。
機械・		A - 4	出発から帰着までが 12 時間を越える場合と宿泊を要する場合は、宿泊出張の半額を支給。宿泊料については、規程により支
金属			給。但し、出張先に会社の施設がある場合は原則としてそれを 利用するものとする。交通費については規程により実費を支給。
冲			業務研修のため学校・研究会又は講習会に研修生または受 講生として参加する場合
			遠隔地で行う社内研修に参加する場合
			会社の認めた見学会、懇親会等に出席する場合 情報収集を目的としたイベントに出席する場合
	県外 企業	A - 8	研修・講習等の教育を受けることを目的とする宿泊出張の場合 にはその宿泊実費は会社が負担。その他の宿泊に伴う経費を補
			填するため1日につき1,000円の日当と、移動日当を支給。
化	県内 企業	B - 2	研修出張の交通費、日当及び宿泊料は旅費規程表により支給。
学	止未		ただし、日当は規定額の 8 割。他府県に於ける休日研修で受講 料の中に昼食代が含まれている場合の日当は日帰出張の 1/2。
金融	県内 企業	C - 1	長期研修訓練(5日以上)に参加する場合、普通日当の半額。
運輸	県内 企業	E - 1	社外の各種団体が主催する会合、研修等の参加に際し、旅費そ の他の費用として会社が支払いをした場合、または出張に際し、
789			職務上他より旅費その他の給付を受け、本人において旅費の負
			担を要しない場合はその相当額の旅費は支給しない。但し、そ
卸・	県内 企業	G - 1	長期(2日以上)研修出張は、旅費規程表の範囲内の実費を支給。
小売		G - 5	講習のため出張する場合は、出発日及び最終日の旅費は基準の とおりとし、第2日目以降最終日前日までは、日当のみ支給。

業 種	本社 所在	会 社 記 号	取 扱 い 内 容
卸	県内	G - 6	会社主催:宿泊を要する場合は、原則として会社が宿舎を指定
•	企業		し、その実費を支払うものとするが、これを指定し
小			ない場合は支給基準による宿泊費の80%を支給。
売			外部主催:宿泊の指定がある場合、その実費を支払う。宿舎の
			指定がないときは支給基準により支給する。

転勤に伴う手当について

(1)転勤者の旅費

業種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容
機	県内 本社	A - 3	旧任地より新任地までの交通費、日当ならびに宿泊料を支給。
械		A - 6	赴任時の旅費として、旅費規程に基づき旧勤務地から新勤務地
			までの交通費、宿泊料を支給する。
金	県外	A - 7	前勤務地より新勤務地までの交通費・宿泊料及び宿泊旅行日当
属	本社		を支給する。宿泊料及び宿泊旅行日当は、原則として1泊2日
			分支給
		A - 8	出張の際の旅費を準用。転任又は転勤のために居住地を変更
			した場合でやむを得ず宿泊を余儀なくされた場合には、その
			宿泊日数に応じ7日を限度として滞在費を支給することが
			ある。
化学	県内 本社	B - 2	宿泊出張旅費表により交通費、日当、宿泊料を支給。
,	県外 本社	B - 5	旅費規程の定額を支給。等級については、赴任時の等級。
	県内	E - 4	出張旅費、日当および宿泊料の規定に準じて算出した新任地ま
運	本社		での交通費、日当ならびに宿泊料。
輸		E - 5	旅費規程の出張に準じて算出した旧任地より新任地までの交通
			費、日当並びに宿泊料を支給する。

業 種	本社 所在	会 社 記 号	取 扱 い 内 容								
	県内	F - 2					交 通 費				
	本社				汽車			汽船	耳	馬	
			役	員	グリーン	·	4	诗 等	実	費	
食			部	長	"			<i>"</i>		"	
			課	長	"			<i>''</i>			
品			係	長	2 等			1 等			
			主	任	"			"			
			一般和	±員	"			"			
				'						<u></u>	
卸小売	県内 本社	G - 2	交通費お	よび日	当は、出張	旅費規	程は	こ準じて	支給。		
	県外 本社	K - 2	次协匠八		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	通 費			宿泊	白費	
			資格区分 	鉄道	船賃	車賃	£	寝台料	旅館	会社施設	
その			S2 職以上	普通	り り −ン 1 等	実費	ŧ	B寝台料	11,000	2,000	
他			S3 職 S4 職	"	"	"		"	10,000	2,000	
			S5 職以下 A1 以下	"	"	"		"	9,000	2,000	
			赴任するものが従前の勤務地から 200km 以上離れた遠隔地へ赴								
			任すると	き、最知	豆順路によ	り出発	から	5赴任に	要した時間	雪が 10 時 │	
			間を越え	るとき	は普通出張	の日当	éを5	支給。			

(2)帯同家族の旅費の支給内容

業種	本社 所在	会 社 記 号	取 扱 い 内 容
機	県内	A - 3	転勤者が平素同居していた家族を、発令後1ヵ年以内に赴任先
械	本社		に転居させたときは、転居家族の数に応じ諸手当を支給。ただ
•			しこの場合家族に対する交通費は、12 歳未満は半額、6 歳未満
金			のときは支給しない。また、家族に対する日当及び着後手当の
属			日当は半額とする。

業種	本社	会社		取扱	ξ ί	1 内	容		
機	所在	記号 A-6	家族を帯同すると	・キゖ 宏	佐六	涌费 <i>(</i> '	木 人 桕 当 ⇔ `) た古炉する	
械		A - 0	家族を後で帯同すると			•	Í		
彻									
	旧士		給し、家族帯同時						
	県内	B - 2	交通費及び宿泊料は転勤者本人と同額。家族に対する旅費支給						
化	本社 		は原則、転勤発令日から1年以内に同伴するものに限る。 交通費…本人に準じ旅費規定の定額を支給。但し12歳未満の交						
学	県外	B - 5					- -	12 歳未満の交	
•	本社		カラック カラック カラック カラック カラック 地質に かっかん しゅう しゅう しゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょう はいしょう はいしょく はいしょう はいしょく はい	いては実 5次旅費担			-		
石			宿泊料…本人に準				-		
油			日 当…不支給。						
	県内	E - 4	発令後 1 年以内	こ赴任先に	転任	させた	:ときは赴任	家族の数に応	
	本社		じ交通費の実費を	支給。					
運		E - 5	平素同居していた	家族を発	令後	1 ヵ年	以内に赴任	先に転居させ	
輸			たときは、転居家	族の数に	応じ	日任地。	より新任地書	までの交通費、	
			日当、宿泊料を支	を給する。	この	場合の	交通費は、	実費。家族に	
			対する日当及び着	6後手当の	日当	は半額	とする。		
	県内	F - 2	家族数に応じて本	x人と同一	等級	の交通	費並びに下	記による手当	
	本社		てを支給する。軟						
			が後に家族を呼び	_			財運送費お	よび運送保険	
			料の実費ならびに	- 1部によ	リ又	1	 家族 1 名当た	-12	
			士麻料						
			支度料				目当額の1/		
食			荷造費			実費			
R			赴任手当				目当額の1/		
			着後手当			本人村	目当額の1/	2	
品									
		F - 4		鉄道費 船 賃 日 当 宿泊料 赴任手当 車 賃					
			配偶者及び親	実費				10分の5	
			満 12 歳以上の者	実 費	10分の7 10分の7 10分の3			10分の3	
			満4歳以上	実 費	10分の5 10分の5 10分の2			10分の2	
			12 歳未満の者						
			満4歳未満の者	実 費		-	10分の3	10分の1	

業種	本社 所在	会 社 記 号		耳	双扱い	内容				
卸・小売	県内 本社	G - 2	歳未満の	同伴家族にも本人と同額の交通費を支給。ただし、6歳以上 12 歳未満の家族に対しては、本人の半額を、6歳未満の家族に対 しては支給しない。						
	県外 本社	K - 2			交	通 費				
そ			資格区分	鉄道	船賃	車賃	寝台料			
の			S2 職以上	普通	グリーン・1 等	実費	B 寝台料			
他			S3,4職	"	"	"	"			
			S5 職以下 A1 以下							
			次の区分にしたがって支給。							
			2) 満	6 歳以上 12	者…支給しない 歳未満の者 ∂者…本人と同	.本人の半額を	支給			

赴任手当(支度料)

業種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容					
機械・金属	県内本社	A - 6	基準賃金1ヶ月分に相当する額。日給の場合は、22日分。 但し、1)試用中の者が任地に赴任場合…支給しない 2)転任者が再び新たな任地に赴任 当該任地での在任期間が6ヶ月以内の場合は、支給しない。 6ヶ月以上の場合は、基準賃金1ヶ月分の1/3に相当する支度料を支給 本社・営業所間、もしくは営業所間の移動者のうち、次の条件をすべて満たしている場合、赴任手当を支給。 所属変更を伴う 転居を伴う 赴任期間が6ヶ月以上本社・営業所間、もしくは営業所間の応援・研修のうち、次の条件を全て満たしている場合は赴任時に赴任手当を支給。但し、赴任期間が1年以上の場合は帰任時にも赴任手当を支給するものとする。 転居を伴う 赴任期間が6ヶ月以上 並任手当 単 身 者 70,000 家族帯同者 160,000					

業 種	本社 所在	会 社記 号		取	扱い	内 容	!		
	県外 本社	A - 7			管理グル		総合グ 基幹グ	ループ	
			転勤手当		78,750	円	68,250円		
機		A - 8	単身者 (新たに単身赴 —		ŧ	帯同家族数	ζ		
械			任となる者)	1名	2名	3名	4 名	5 名以上	
•			100,000 1	80,000	210,000	240,000	260,000	280,000	
金			次の場合「単身						
属			・寮もしくは ⁻	それと同	等の設備	を有するカ	施設に入居	する場合	
			・単身者が自宅から通勤できる場所へ転勤する場合						
			・寮に入居していた独身者が自宅から通勤できる場所へ転任						
			する場合						
	県内 本社	B - 2	単独赴任(本人	家族一人	につき 10,	000 円。			
	県外	B - 5	区分	課長代	理以上	そのイ	也社員		
化	本社		家族同伴	者	200,	000円	180,000円		
学			単身赴任	者	100,	100,000 円		00 円	
•			″後日家族呼び	寄せ時	100,	000円	90,0	00 円	
石			独身者		100,000円		90,0	00 円	
油								_	
	県内	C - 2	赴任時現在の基準	本給の半	額を赴任	手当とし [・]	て支給する	0	
金	本社		家族帯同して任力	地に赴任	する場合	は、赴任	手当てに加	□え、家族	
融			移転費として5万	万円を支	給。				
	県内	F - 2	赴任手当は、300	km 未満(の場合 1 5	∃、300km	以上の場合	32日に応	
	本社		ずる日当および	官泊料と	する。				
		F - 4							
食			役 員		部長・N	ИG	S М • — ;	般従業員	
			120,000円		80,000	円	60,00	00円	
品			1 . 社命による	る同一都	市内の転	居… 2分	の 1		
			2 . 単身赴任	•	-				
			3 . 採用者が〕	遠地に赴	任する場				
						・家儿	族同伴 2	カいし	

業種	本社 所在	会 社記 号			取	扱 い 内	容		
食品	県内本社	<u>記号</u> F - 4	在長 役員 8, 部長 5, MG 3, SM 2	当 ,000 ,000 ,000 ,000	宿泊料 12,000 12,000 実費 実費		着後手当とし 宿泊料を状況	こ至る1週間 して左記の日 兄により支給 円。	
卸小売	県内 本社	G - 2		出身者…本人基本給の 0.5 ヶ月分 既婚者…本人基本給の 1 ヶ月分					
建 材	県内 本社	J - 1	転勤手当 ・単身…50,000 円 ・家族同伴…100,000 円以内						
材との他	県外本社	K - 2	・単身50,0 資格級 S1 S2 S3 S4 S5 S6 S7 S8 S9 扶養家族とに 維持されてい	本人 100 100 100 70 70 70 70	(独身) 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000	本人(既婚) 150,000 150,000 150,000 150,000 120,000 120,000 120,000 120,000 120,000	配偶者 100,000 100,000 100,000 70,000 70,000 70,000 70,000 70,000	扶養家族 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000	

荷造運送費

業 種	本社 所在	会 社記 号	取 扱 い 内 容
機械	県内 本社	A - 6	家財運搬費は実費を支給する。
金	県外 本社	A - 7	会社が必要と認めた範囲内で実費。
属		A - 8	運賃の実費と荷造費(荷解費、運送保険料を含む)実費
化	県内 本社	B - 2	荷造り及び運送料は必要と認められる範囲内で実費を支給。
学	県外 本社	B - 5	実費
食品	県内 本社	F - 4	実費
卸小売	県内 本社	G - 2	転居に必要と認める家財の荷造および運送に要した実費を支給 する。

赴任休暇、下見休暇、赴任に伴い付与される休暇

業 種	本社 所在	会 社 記 号	取	ひ扱い 内容	<u> </u>
機	県内	A - 6	X	分	付与日数
械			赴任有給休暇	単身者	1日
金				家族帯同者	3日
属			但し、家族帯同後	後、2週間以内に取得	はするものとする。
化学	県外 企業	B - 5	旅程に要する日数のほまた、転勤した者が後 は、その往復に要する	後日家族移転のため 育	前任地に旅行する場合

単身赴任に伴う手当て

(1) 一時帰省の交通費

業種	本社 所在	会 社記 号	取 扱 い 内 容
機械 金属	県内 本社	A - 3	月額1,500円
	県外 本社	B - 5	1ヶ月に1回の帰省を認める。但し、帰省できない場合は家族を呼び寄せることができる。この場合、家族一人に限り交通費 実費を支給する。帰省交通費は実費を支給し、宿泊料・日当・ 食卓料は支給しない。
金融	県内 本社	C - 2	帰郷費として1ヶ月に1回の割りで、任地から家族居住地まで の往復車船賃を支給。
製紙	県内 本社	D - 2	帰省する場合の旅費は、規定の定めるところによる。日当、宿泊 料は支給しない。単身赴任者の帰省旅費の支給は年間6回まで。
小売	県内	G - 2	帰郷する場合、月1回交通費の実費を支給する。

(2)別居手当

業種	本社 所在	会 社 記 号	耳	又 扱 い	内容			
	県内 本社	A - 3	月額20,000円					
機	県外	A - 7						
械	本社			管理グ	ループ	総合グループ		
				参与	参事	基幹グループ		
金			別居手当	40,000	33,000	26,000		
属			本人の勤務地到着の日	コより起算して	8 日目より、	新勤務地にお		
			いて家族と同居する	まで1ヶ月毎に	4年間以内。	支給すべき日		
			数が 15 日未満の場合	は、所定額の	2分の1			
		A - 8	1ヶ月につき、新任地自宅から旧任地留守宅までの往復交通費					
			及び二重生活補填分類	定額 31,000 円。)			
化	県外	B - 5	単身赴任者に対し、月	額一律 35,00	0 円を支給。7	ただし、基準外		
学	本社		賃金とする。					

交通費について

業 種	本社 所在	会 社記 号		取	扱い	内 容			
	県内	A - 1	交通費は次の	D区分により)支給				
	本社		資格	航空料金	電車運賃	船運賃	車馬賃		
			取締役以上	実費	実費	実費	実費		
			課長	"	普通	一等	"		
			その他	<i>"</i>	普通	特二	"		
機			緊急必要のな	ため、社長の	命により船	忙空機を利用	用した場合、実費。		
械		A - 3	新幹線、列耳	新幹線、列車、汽船、その他の交通費は実費。					
•		A - 4		長 取締役・			■ 主任・ ― 船		
金			社	監査役		長係	班長・技師		
			鉄道がり			普通 普通			
属				船舶 特等 1等 1等 1等 2等 2等 2等 2等					
				急行、特急、座席指定及び新幹線は、原則 110km 以遠へ行く出 長時、実費を支給。また業務効率を高める必要がある場合。					
							•		
			があると認め			又は耒狩工	その他、特に必要		
		A - 6	いののこ言の	ノに物口に削	なり又和。				
		A - 0		MS2	M S 1	4 等約	及 3等級以下		
			航空料金	エコノ	<u> </u>		1		
			船舶料金	1等		2 等			
			鉄 片道 50 km未	普通列	 車料金				
			道片道50㎞以	急行列	車料金の範	囲で実費			
			金 片道 100 km以	上 特別急行	列車、指定席	、B寝台料金	の範囲で実費		
			バス・ タクシー	実費					
	IE Al								
	県外 本社	A - 7					***>>> ***		
			上位等級 普通等級						
			鉄道	J R		リーン車	普通車		
			船舶	J R		-ン船室	グリーン船室		
				J R 以外	、 特)	引1級	特別1級		

業 種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容							
	県外	A - 7	特別 1 等							
	本社		4等級以上に分かれている場合 第2番目の等級							
			3 等級に " "1 "							
			2等級に " "1 "							
機			急行料金・特別急行料金及び超特別急行料金を要する場合	i.						
械			実費。特急・急行列車の寝台車を利用する場合はA寝台下段	半斗						
•			金を、長距離バス(夜行便)を利用する場合は実費を、長距							
金			フェリー等船舶の夜行便を利用する場合は、交通費に定める等							
属			級の実費を支給する。							
		A - 8	鉄道・バス・船等の公共交通機関…普通旅客運賃、普通船室運							
			賃を支給。特急、急行、指定席、寝台車を利用した場合には特							
			急料金、急行料金、指定席料金、寝台料金を加算して支給。	航						
			空機を利用した場合、エコノミークラスの実費。							
	県内 本社	B - 1	航空機、寝台車の利用・・・会社が認めた場合に限り実費を支給。							
	华红	電車バス等の交通費・・・実費。								
			タクシー等高額料金を要するもの・・・会社が認めた場合に限 	ָנו						
			実費を支給。							
		B - 2								
			電車航空船舶運賃							
//2			社 長 グリーン車 ビジネス 1等 実費							
化学			その他役員 " " " "							
子			部 長 普通車 エコバー 2 等 "							
石			次 長 " " " "							
油			課 長 " " " "							
/щ			係 長 " " " "							
			係 員 " " " "							
			原則、電車、バス又は船舶を利用し、航空機、新幹線を利用で							
			る地域(短区域を除く)はこれを利用するものとする。夜行列							
			利用の場合、所定の宿泊料を支給することにより寝台料金は支	給						
			しない。乗車賃には必要に応じ、特急、急行各料金を支給。							

業種	本社 所在	会 社記 号			取	及	い内] 容	2		
	県内	B - 3									-
	本社			航!	空路		連賃 幹線)	船	賃	電車 バス	
			社 長	美	€費	グ	リーン車	1	等	実費	
			その他役員		<i>"</i>	普	通車		"	"	
			理 事		"		"		"	"	
			部長·次長		"		"	2	等	"	
			課長・課長補		"		"		"	"	
			係長·係員		<i>"</i>		"		"	"	
			原則、航空機	、鉄道	道、バス	ス又に	は船舶を	利用	。最終	目的地がオ	恢
化			を超える場合	ì、乗耳	車運賃1	こ加え	えて、特	持急、	寝台、	急行、座席	ז指
学			定等の各特別	料金を	E、所属	部長	長の承認	があ	れば支	給。	
B - 4											
石			電車			船舶					
油			役員・部長		グリーン		1等	1等			
			次長・課長		グリー	ン	2等				
			その他社員		普通		2 等				
	県外	B - 5	区分		J R		新幹	線	船舶	航空	1 1
	本社			一般	设寝	台車	į				
			部長	グリー	·) A	上	普通	重	1等	実費	
			マネーシ゛ャー	"			"		"	"	
			リーダー	"		"	"				
			社員	普通	<u> </u>	3下	"		特 2 等	<i>"</i>	
	県内	C - 1					商主社会	任	加任	士任	\neg $[$
	本社		245 #L / IT IT				電車航空		船賃	車賃	
金			常勤役員				実費		1 等定		_
			非常勤役員		.m.e. 15-	÷/5	"		"	"	4
融			支配人・部長・店	長・次長・	・課長・調査	10位	"		"	"	_
			係長・代理				"		"	"	
			その他職員				"		"	"	_]
			電車賃、船賃	、航空	≧賃には	は特別	別料金を	含む。)		

業種	本社 所在	会 社記 号		取	扱い	内	容			
	県内	C - 2								
	本社				鉄道	 道		バス		
金			役員		普通	車		実費		
融			管理職		"			"		
			副調査役・主信	£	"			"		
			その他の者		II .			"		
			特急、急行料金及	なび座席	指定料金	は実費	を支給。			
			車内における宿泊	は宿泊	泊料を支給し、寝台料金等は支給しない					
	県内	E - 1		1						
	本社			日帰旅費・普遍						
				金			航空賃 普通		沿賃	
			社長						主費	
	役員 グリーン					普通		実費		
			部長・部長代理		普通		普通		1 等	
			課長・専門職・監		普通		普通		1 等	
			係長・専任職・班	長	普通		普通		1 等	
			其の他の職位		普通		普通 		2 等	
		E - 2		社長	部長	課長	係長	班長	社員	
, =			電車賃	実費	実費	実費	実費	実費	実費	
運			船賃	"	"	"	"	"	"	
輸			航空運賃	"	"	"	"	"	"	
平削			営業用自動車賃	"	"	"	"	"	"	
			自家用自動車賃	出発均	也から目的	的地まで	での往復	の走行	距離に	
				対して	燃料費を	を支給す	る。			
		E - 3	 交通機関を利用し	たとき	は実費を	 E支給。	——— 特別車同	——— 5(船室	 :)、また	
			交通機関を利用したときは実費を支給。特別車両(船室) は1等のある車船を利用して出張した場合、9職階以上の駆						•	
			るものに限り、乳	運費を 支	を給。特急	急、急行	対金の!	実費を引	5給。上	
			長の許可を受け、	寝台車	≣を利用し	Jた場合	、実費	を支給。	新幹線	
			の特別車両の利用	は次長	以上。					

新幹線 リリーソ 普通 普通 列 車 ケリーン " " " での他交通機関 実費 " " " " " での他交通機関 実費 " " " " での他交通機関 列車 汽船 その他 M・3 実費 実費 実費 「 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	補 主任以下
その他交通機関 実費 " 車中宿泊を要する場合は寝台料金の実費を支給。 E - 5 新幹線 列車 汽船 その他 所名 実費 実費 実費 所名 別名 第一次	"
車中宿泊を要する場合は寝台料金の実費を支給。 E - 5 新幹線 列車 汽船 その他	"
車 E - 5 新幹線 列車 汽船 その他 展費 実費 実費 実費 実費 実費 所・1,2 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	"
M-3 実費 実費 実費 M-1,2 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	
輸 M-1,2 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	の交通費
・ 上記以外 " " "	実費
上記以外 " " " "	"
E - 6 代表役員・役員 管理職	<i>"</i>
交通費 上級 指定、船特二 E - 10	<u>きは普通。</u>
E - 10	従業員
	実費
	ᇓ
船 1等 1等 特2 特	
мн 13 13 132 13	2 7
県内 F - 1 日帰り出張 1泊	以上出張
本社 県内 県外 県内	県外
列車 普通 特急、指定 普通	特急、指定
<u></u> 船 1等	1等
品	\neg
汽車 汽船 車馬	
役 員 / グリーン 特等 実費	
部長 " " "	
課長 " " " (係長 2等 1等 "	
係 長 2等 1等 " 主 任 " " "	
一般社員 " " "	

業 種	本社 所在	会 社記 号		取	扱い	内容	
	県内 本社	F - 3	鉄道運賃、特	・急行券、	路線バス等	・・・実費	
食		F - 4		鉄道賃	新幹線	車賃・航空	賃 船賃
			会長・社長	普通	普通	実費	特等室
品			役員	"	"	"	1 級クラス
			部長	"	"	"	"
			M G	"	"	"	2級指定
			SM・一般従業員	"	"	"	"
	県内	G - 1	鉄道…普通運賃	賃、航路・	空路・車賃	実費	
	本社		特急料金・指流	定料金は、	片道 100km	以上の区間	で利用した場合
			に支給。				
		G - 2			,_		48.44
				新幹		在来線	船舶
			役 員	グリ-		特急	一等
卸			12・13級	普通	車	"	"
			10・11級	"		"	"
小			8・9級	"		"	#+ — 575
売			6・7級	"		"	特二等
			4・5級	"		"	"
		_	1~3級	"		"	"
		G - 6				T	
				航空機	電車	船舶	車賃
			会長	ピッネス	グリーン	特等	実費
			社長	エコノミー	特急指定	1等	"
			取締役・役員 部長・次長	"	"	"	"
			室長・所長	"	"	"	"
			課長・課長補佐	"	"	2 等	"
			係長・主任	"	"	"	"
			一般社員	"	"	"	"

業種	本社 所在	会 社記 号		取扱い内容								
建材	県内 本社	J - 1	電車賃	部片道	長 グリーン	課 長	係 実費	E —	般 "			
	県内 本社	K - 1	は、支給しな	交通費の実費。鉄道のグリーン料金、船舶の特別船室料金については、支給しない。特急列車、急行列車、座席指定車及び寝台車を利用した場合は、実費を支給。								
そ の	県外 本社	K - 2	資格	图分	鉄道	交通	重費	寝台料				
他			S2 職以上 普通 7 リーン 実費 B 寝台料 1 等 ま費 B を									
			\$3 \$4									
				以下 以下	"	"	"	"				

日当について

業種	本社 所在	会 社 記 号		取 扱 し	1 内容	}					
	県内 本社	A - 1	日当は、E 合は半額。	日数に応じて支給。午	後出発、及	び午前の	中の帰省の場				
機					日:	当					
械				課長以上) 円						
•				主任以上	3,000円						
金				一般	2,500						
属											
				日当							
			100km 未	100km 未満片道 2 時間以内 なし							
			100km 以	分							
			150km 以	上片道 3 時間以上		1.5	日分				
							•				

業 種	本社 所在	会 社記 号	取 扱 い 内 容								
	県内	A - 2	日当加算								
	本社		帰	着時間	日当	日当加算額			対象者(公共交通機関利用出張者)		
			午後8時	以降の帰	1	, 5 0 0	円	除く管	雪理職、 院	余く休日	
			午後 10 日	寺以降の帰	着	2	, 0 0 0	円	除く管	含理職、 隊	余く休日
			午前0時	以降の帰	盲	4	, 5 0 0	円	除く管	管理職、 院	余く休日
			休日移動	加算							_
			移動時間	5		日当	加算		対象者	香(公共交通機関	利用出張者)
			4 時間 #	 満		3,	0 0 0	円	除く管	雪 理職	
機			4時間以	人上		6,	0 0 0	円	除く管	管理職	
+-#		A - 3									
械・		A - 3		理事	参	連・	 参事補	=	主事	主事補	一般
金			日当	4,000		_		_		2,500	2,000
312			午後出発	-	はた	-			-	1 -	
属											所在地を普
11-3											0 円、 事
			業所所在	地へ普通	勤豬	務の終	冬業時 刻	リの 3	3 時間以	以後に帰れ	 したとき
			700円	を加算支	給。						
		A - 4	午後に出	張し、又	は	干前中	口に帰る	±しか	こときに	よ、当日の	の日当はそ
			の半額と	する。日	帰出	出張で	あって	も、	出発か	ら帰着ま	でが 12 時
			間を越え	る場合は	宿泊	白出張	の日当	ヒす	「る。		
				社長	取締	帝役·監査役	工場長	課長	長 係長	主任・班長・ 技	師 一般
			宿泊出引	長 12,000	9	,000	5,000	4,00	00 3,00	00 2,500	2,000
			日帰出引	長 9,000	6	,000	4,000	3,00	00 2,50	2,000	1,500
						給する	る出張は	t、 7	その距離	誰が会社な	から 110km
			以遠の出	張の場合	0						
		A - 6	会社から	の命令に	より	り、賞	業、設	置、	サーヒ	ごス、会議	遠及び研修
			等で、勤	務地を起	点と	こして	片道 70	Okm l	以上の均	也域へ宿え	白を伴う出
			張を宿泊	出張、日	帰り	りで出	張する	こと	を日帰	引り出張と	する。
			出張に出	発し翌日	午前	前1時	までに	帰着	する場	景合は、日	帰り日当。

業種	本社 所在	会 社記 号				取	扱	い内	容			
	県内	A - 6	日帰	り出張の	の予定で	出発し	し、業務遂行のため帰着が翌日午前 1					
	本社		時を越えた場合は、日帰り日当は支給せず、深夜日当を支給							給。		
			また	、徹夜作	作業等に	よりり	帚着	が翌日の	終業開始	寺間を越え	た場	
			合は、翌日分の日帰り日当を支給する。							_		
						MS	2	M S 1	4 等級	3 等級以下		
			宿泊	出発日		3,60	0	3,400	3,200	3,000		
			日	出発帰着	以外の日	4,60	0	4,400	4,200	4,000		
機			当	帰着日		3,60	0	3,400	3,200	3,000		
				日帰り日	当当	2,60	0	2,500	2,400	2,300		
械				深夜日	当	4,60	0	4,400	4,200	4,000		
	県外	A - 7										
金	本社	, ,	宿泊出張 日帰り出張									
			:	宿泊	会社実費	費負担 50km 未清		m 未満	50km 以上 250km 未	I ZOUKIII L	250km 以上	
属			2	,000	1,05	50		950 2,00		3,05	50	
		A - 8	日帰	日当・宿		にお	ナるネ		:			
				次のに	゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゚゙゙゙゙゙゙゚゙゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙	ひと	つに	該当する:	場合 1,000	0 円を支給		
				ア) 乗車	時間がん	4 時間	以上	にわたる	3場合 イ) 所定就業	日の	
				所定就	忧業時間	外の類	€車	時間が 2	時間以上に	こわたる場	合。	
				ウ)休	日の乗	申時間	が 2	時間以上	こにわたる	場合		
			特別	日当(日	1帰出張	・宿済	白出	脹):				
								1,100 円を				
				-						時 30 分を		
) 分より 13		
			わたったとき り) 出張が1時間以上にわたり、その間									
			n±88	に 21 時を経過したとき 時間外 (日帰出張)・休日加算 (日帰出張・宿泊出張):								
			时间	•	•			•		ଘ張 <i>)</i>		
			\forall \text{\sqrt{x}}	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					時間以上	390%ロ 片道 6 時間		
				時間外 1,800 円 2,700 円 3,600 円								

業種	本社 所在	会 社記 号		取扱い内容								
機械金属	県外 本社 県内	A - 8	休日 深夜加算 その間に	7/乗車 2時間以上 4時間以上 6時間以 木日 2,800 円 3,700 円 4,600 算(日帰出張・宿泊出張): 出張が 1 時間以上にわる に 24 時を経過した場合は 500 円を支給。 出発する場合および午前中に帰着する場合、それる								
	本社		市、海南市 2 地域以	日に限り半額。出張時間半日(4 時間程度)以内の場合、和歌山市、海南市およびその周辺地への出張の場合は、支給しない。 2 地域以上巡訪したときは、遠隔地に該当する日当を適用。								
化学・石油		B - 2	午後 5 時 800 円、15 年 15 年	宿泊出張で、出張の出発が、午後 0 時以降の場合及び、帰稿 午後 5 時までの場合は、各々当日の日当は規程の半額。出資 午前 5 時以前の場合は 500 円を、帰着が午後 10 時以後の場合 800 円、12 時以後は 1300 円を加算支給する。日帰出張で、第 午前 7 時までに事業所を出発の場合は 500 円を、午後 7 時 3 以降事業所に帰着の場合は 800 円をそれぞれ支給。 日帰り 宿泊 社長 3,000 8,000 その他役員 2,300 5,000 部長 1,500 2,700 次長 1,400 2,100 課長 1,300 1,800 係長 1,100 1,600 係 員 1,000 1,500								
		B - 3							係長·係員 1,000 2,000			
		י ט י	日当		000	4,00		3,000	π			

業種	本社 所在	会 社記 号			取	扱	l I	内容		
化学・石油	県外本社	В - 5	午後出発又は 泊の場合は船 近距離日帰り 支給し、日当 を支給するが 部長 マネージャー リーダ・ー 社員	車中 出張 は支 大 日 2, 2,	泊手当。 に対し 給しな!	とし てに い。	ノて、一 は、交通 但し、	律 1,000 機関の実 片道 50km	円を支約 費並び 以遠の: 給しない 料 食 00 00	合する。 に食卓料を 場合は日当
			食卓料は以下	の者 前 7 E 着 する る 者	に支給 [†] 時以前に る者 昼 夕食に	こ規 昼食 よ午	る。 見程が定 gは午前 F後6時	めるターミカ 10 時以育	より出	発又は午前 し、午後 1
金融	県内 本社	C - 1		勤役 0,00		勤役 , OC	役員 _{次長・計}	NK MEK	長·代理 3,000	その他の職員 3,000
ЖЖ		C - 2	日当	1	设員 ,000		营理職 2,500	副調査役·主任 2,000	その ⁴ 2,00	-
, p	県内 本社	E - 1	社 日帰旅費 (注明報) 2,0	長 00	役 2,000	1	部 長部長代理 2,000	課 長専門職監 督	係 長専任職班 長 2,000	ぱっての他
運			(遠距離) ^{2,0} 日帰旅費 (近距離) 1,0		1,000		1,000	1,000	1,000	1,000
輸			普通旅費 4,0 日当には食事	代を		თ გ				
			70km 以上の宿泊を要しない出張。但し片道 70km 以上 200km 未満は近距離とし、200km 以上は遠距離とする。宿泊出張: 普通出張:出張が2日以上にわたり宿泊を要する出張。 長期出張:1ヶ月を越え、1年未満にわたる出張。							

業種	本社 所在	会 社記 号		取	扱い	内 容		
	県内	E - 2	日当 = 日当支給	係数×日	当単価(@	000円)	
	本社				帰着	時間		当日
				6 時迄	6 時過ぎ 12 時	12 時過ぎ 20 時	20 時過ぎ	宿泊
			出 6時前	1	2	3	4	4
			発 6 12 時前		1	2	3	3
			時 12 20 時前			1	2	2
			刻 20 時以降				1	1
			前夜宿泊	1	2	3	4	3
運			管内日帰り出張	の場合、詩	計算額の	50%。地図	国直線 70k	m以上の場
			合を管外出張と	し、70km	以内を管	内出張。		
		E - 3	営業区域内又は	勤務地か	ら 50km 以	内の地点	へ出張す	る場合、お
輸			よび出張時間が	6 時間以	内の場合に	は支給しな	よい。150k	m 以遠へ日
			帰り出張する場	合、およ	び橋本へ	勤務以外	で出張する	る場合は規
			定の区分に従い	、支給す	る。営業[区域内のと	出張が 2	日以上にわ
			たる場合、第2	日目より	日当を支約	給する。		
			部長・次	長	課長	課長代理	浬 一舟	设社員
			3,000	3	3,000	2,500	2,	200
			日帰出張…資格	のいかん	を問わず	300 円。	1	
		E - 4	片道行程 80km り	人上の地へ	、行く場合	は出張と	する。	
			午後に出発また	は午前中	に帰着した	た日の日当	当は所定額	類の半額。
			主幹・副主幹	主査・副	主査 主	事・主事	補 主任	以下
			3,500	3,00	00	2,700	:	2,500
		E - 5	原則、片道 80 キ	・ロ以上が	つ最も速	い交通手	段を利用	し、所要時
			間2時間以上の					
			M - 3		M-1,2		三記以外 E記以外	
			4,500		4,000		3,000	
			│ └────────────────────────────────────	 たは午前	<u></u>			─┘ 半額。早朝
			│ │出発または夜半	帰着のと	きは下記に	こ定める	手当てを加	1算支給。
			事業所所在地を普通勤務において、午前出発し、午	時間内 事業	所所在地を普 時刻の2時間	音通勤務の		へ普通勤務の
			1,300円		1,000 [1,00	
					,			

業種	本社 所在	会 社記 号			取	Z i	扱 し	۱ ۲	内 容	}			
	県内 本社	E - 6	80km 以上	の地域	或に出引	長する	るとき	、80k	m 未満	で泊	を伴	う出	張が必
	华红		要なとき	を出張	とする	5。							_
運					代表征	00000000000000000000000000000000000000	役員	Į	管理	睵	従美	美員	
			日	帰	5,00	00	2,00	00	2,00		2,0	000	
輸			1泊2日	以上	6,00	00	2,00	00	2,00	0	1,9	900	
		E - 10				 -	[
					員		・次長	課			長		社員
			宿泊日当	1	000		000	3,0	-		000		,000
			日帰日当	1,	500	1,	200	1,0	000	80	00		700
	県内	F - 2		 役	a	~~	理職		係長			·般	
	本社		A	4,C			,000		亦区 2,500			אניו 500	
			В	5,0			,500		2,500		-	500	
食			L				-			<u> </u>		300	
			勤務地外								•	次の	食卓料
品			を支給。	役員 1	,200 円	3、管	管理職	1,000	0円、	一般	社員 8	300	円。
		F - 3	午前6時	以前σ	出発に	こつし	いてはと	出張日	当当に	1,00)0 円を	を加	算。
		F - 4			E. ≯IE	= T	尔吕	<u></u>	, E	М	<u> </u>	CM —	机公米品
			近距離		長・社長 3,000		役員 3,000		500	2,0			般従業員 500
			遠距離		0,000		3,000	1	000	3,0			000
			大阪・和									-	
			大阪・滋							201-30			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	県内	G - 1	出発が午	後また	は帰着	かり	F前の均	場合、	半日。	とす	ること	こが「	できる。
	本社					1	役員	役	付社員	į	社員	Į	
						5	,000	4	4,000		3,00	0	
卸			近隣	地	歌山市	3	,000	2	2,000		1,00	0	
•			日	帰り	京阪神	4	,000	3	3,000		2,00	0	
小		G - 2	県内出張	日当	は支給	合した	१।३	近距	巨離出	張	2,000	円	
売			遠距離	2員 1	2・13 約	汲10	・11 級	8 • 9	級 6・	7級	4 • 5	級	1~3級
			出張 4	000	3,500	3	,000	2,50	00 2,	300	2,30	00	2,000
			遠距離日帰り出張の場合は日当の2倍とする。										

業種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容
	県内 本社	G - 5	午後出発し又は午前帰着した場合は、所定の日当の半額とする。 但し、和歌山県内並びに大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈 良県内への日帰り出張で、午後8時までに帰着した場合日当を 支給しない。
卸 · 小		G - 6	日当は出張日数に応じて、宿泊費は夜数に応じて支給する。日 数の限界は午前 0 時とする。 (1)出発日の日当
売			出発時刻が 8 時以前支給基準の 100% "8 時以降、正午以前"80% "50% (2)帰社日の日当帰社時刻が正午以前支給基準の 20% "13 時以降、19 時以前"50% "19 時以降"100%
建材	県内 本社	J - 1	日当は主として出張者の食事代、そのほかの雑費にあてるものとし、出張者にして、午前 8 時以前に最寄り駅を出発し午後 8 時以降に最寄り駅に帰着したときは別に 1,000 円を支給する。
その他	県内 本社	K - 3	日帰り出張…1,500 円 役員 支配人・部長 副支配人・次長 課長 その他 4,000 3,600 3,100 2,600 2,100

宿泊料について

業 種	本社 所在	会 社 記 号			取扱い	内 容		
機	県内 本社	A - 1	取締役9,	000円、	他 8,000 円。夜行	亍列車利用	用の場合、	半額
械		A - 3				1	1	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		理事	参事・参事補	主事	主事補	一般
金属			宿泊料	9,000	8,500	8,000	7,500	7,000
						•		

業種	本社 所在	会 社記 号			取	扱しい	\ F	内 :	容		
	県内	A - 4	A 地域:東	京地区及	び大阪	反地区	Βţ	也域:	A地	域以タ	トの地区
	本社			社長	取締役・監査役	工場長	課	長	係長	主任・班長・打	- 般
			A地域	17,000	14,500	12,500	11,	500	10,000	9,500	9,500
			B地域	14,000	13,000	11,000	9,5	00	8,500	8,500	8,500
機			車中泊及び	船中泊Œ)場合、	半額。					
械		A - 6	M S 2	M S	5 1	4 等約	及	3 等	級以下		
•			10	0,000		9,00	0	8,	000		
金	県外	A - 7	管理グルー	・プ東京	都区区	勺11,	550	円、-	その他	ļ10 ,	500 円
属	本社		総合・基幹	グループ	東京	都区内	10	,500	円、そ	その他	9,450 円
		A - 8				素泊書	きり	1	食付	:	2 食付
			東京都区	内の場合		9,500)	10	,600	1	1,700
			上記以外の	の場合		8,500)	9,	600	1	0,700
	県内 本社	B - 1	車中(寝台)車も含む	3)及(が船中に	こ宿え	白する	5場合	、宿泊	自料の半額
化		B - 3	実費を支給	。宿泊す	るホラ	テル・カ	を に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	ま、 Ł	ごジネ	スホラ	・ル又はビ
学			ジネスホテ	ルに準す	゚るもの	1			1	費は含	含まない。
•		B - 4		役員・	部長	次長	・詩	長	そ(の他社	:員
石			宿泊料	9,00			,000			8,000	
油			夜行列車 (は実費支給		小田(の 場合、	. 1白,) # A D	ク 十 辞	で又が	油。早為貝
	県外 本社	B - 5	東京都区部	邓宿泊 1,0	00 円均	曽、大阪	反市	・名さ	屋市	宿泊 5	500 円増
	411			部-	長	マネーシ	* p-		リータ゛ー		社員
			宿泊料	7,5	00	7,5			7,000		6,000
	県内 本社	C - 1		常勤役員	非常			『長・店長 長・調査役		・代理	その他の職員
	华红		宿泊料	20,000	20,	000	15,0	000	10,0	000	10,000
金			必要により	金庫及び	協会の	の斡旋す	するマ	官泊に	こつい	ては第	愛支給。
融		C - 2			谷	員	管된	里職	副調査	役·主任	その他
			定治料	東京都			,000 12,000		10,	000	10,000
			宿泊料	その他	14	,000	11,	000	9,	000	9,000

業 種	本社 所在	会 社 記 号	取扱い内容
製紙・紙器	県内 本社	D - 2	鉄道、汽船等により片道 30km 以上でかつ旅行中に実際食事をした場合、定める日帰日当を支給。片道 50km 未満かつ旅行中に実際食事をした場合定める近距離日当(1)を、片道 50km 以上でかつ旅行中に実際に食事をした場合定める近距離日当(2)を支給
運	県内 本社	E - 1	社 長 役 員 部 長 課 長 博 任職 その他 宿泊料(甲) 実費 14,000 12,000 11,000 10,000 10,000 宿泊料(乙) 実費 13,000 11,000 10,000 9,000 9,000 (甲)は、東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・福岡 (乙)は、それ以外 車、船中泊の場合、 列車泊で寝台列車を利用下場合、(乙)の 50%支給。 列車泊で寝台列車を利用しない場合、(乙)の 80% を支給。 船中泊をした場合、宿泊料(乙)の 60%を支給。
輸		E - 2	東京都内…11,000 円、他地区…9,000 円、船車泊…4,000 円
		E - 3	部長・次長 課長 課長代理 一般社員 9,000 9,000 8,000 8,000 車中泊は、半額。
		E - 4	主幹・副主幹 主査・副主査 主事・主事補 主任以下 10,000 9,500 9,000 8,500
		E - 5	M - 39,000 円、M - 1,28,500 円、左記以外8,000 円
		E - 6	代表役員 役員 管理職 従業員 25,000 12,000 10,000 9,000
		E - 10	役員 部長·次長 課長 係長 社員 15,000 13,000 11,000 10,000 8,000
食品	県内 本社	F - 1	東京都内宿泊の場合…12,000 円、それ以外…9,500 円 列車・船又は飛行機中に宿泊下場合は、宿泊料を支給せず、そ の夜数に応じ宿泊料の 60%額を支給。実際に寝台車を利用した 場合、B寝台下段相当額を支給。

業種	本社 所在	会 社 記 号		取	扱い	内容	\$		
		F - 2		役員	管理職	係長		一般	
食			A 1	0,000	8,000	7,000) 7	7,000	
			B 1	2,000	10,000) (8,000		
品			A:県内とそ	たれに準ず	も る地域、B	: 全国主	要都市		
		F - 3	8,000円/日	(朝・夕1	食費含む)	または実質	費(領収:	書添付、	上司
			承認) 車中	泊3,500 F	円				
		F - 4	会長・社長	役員	部長	MG	SM	一般従業員	
			12,000	12,000	実費	実費		実費	
			宿泊費の実賃	遺は、原則	として上限	を 10,00	0 円とす	る	
卸	県内 本社	G - 1	役員15,00	0、役付社	:員…10,000)、社員	.8,000		
•		G - 2		12 (2		47 4	T /:	7	, l
小					・11級 8・9				
売			12,000 11	,000 10	9,000	00 8,500	0 8,000	8,000	
	県内	G - 6				- 1	1 /	.	
卸	本社		会 長 社	長 収給	締役 │ 褫・次 員 │ 義・所			— 110 A	損
•			18,000 16		000 11,00		00 9,00		00
小			車中・船中沿	 日をした場	合は、宿泊		:の 80%	を支給。	この
売			場合寝台料金	会は自己支	弁。				
	県内	J - 1	_						
建	本社		部長	課長	係	長 -	- 般		
材			13,000	11,000	10,00	00 1	0,000		
			車船内宿泊で	で寝台を使	用しない場	合は寝台	料金(中	7級)の半	≐額。
	県内	K - 3		T					
そ	本社		役員	支配人・部	長 副支配人	、・次長	課長	その他	<u> </u>
の			12,000	10,000	9,0	00	8,000	8,000)
他			車中泊、船中	コ泊は半額					
	県外 本社	K - 2	OO TIWN IN I		4 Heb	OF Behini	T	N.T.	
	441		S2 職以上		、4職		下、A1	以卜	
			11,000	10	0,000	(9,000		

Ⅳ. 海外出張

① 海外出張の支度料、日当、宿泊料、保険金額

(1)県内本社企業

				支度料	(円)		日	当			宿泊			保険	金額(万	円)
				最高地	最低地	最高	地	最低	地	最高	i地	最低	地	災害	疾病	携行品
	ı	1		20,111,70	AK PAPE	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル	死亡	死亡	損害
			平均額	71, 765	62, 235	12, 415	103	11, 605	77	18, 667	158	17, 455	129	5, 861	2, 164	46
	社	長	社 数	17	17	20	10	19	10	12	4	11	4	18	14	6
			最高額	250, 000	210,000	50,000	210	50,000	180	40, 000	250	30,000	230	20,000	3,000	70
			最低額	10, 000	10,000	4,000	34	1,000	25	11, 000	90	11,000	80	1,000	300	30
			平均額	64, 824	51, 765	9, 995	76	8, 900	64	17, 083	148	16, 500	116	4, 389	2, 164	44
	専	務	社 数	17	17	19	10	19	10	12	4	10	4	17	13	5
			最高額	200, 000	100,000	30,000	130	30, 000	88	35, 000	210	25, 000	180	8,000	3, 000	60
役			最低額	10, 000	10,000	4,000	26	1,000	25	11, 000	90	11,000	80	1,000	300	30
員			平均額	64, 529	51, 471	9, 895	74	8, 855	63	17, 083	145	16, 091	114	4, 389	2, 164	42
	常	務	社 数	17	17	20	10	20	10	12	4	11	4	18	14	6
			最高額	200,000	100,000	30,000	130	30,000	130	35, 000	200	25, 000	170	8,000	3,000	60
			最低額	10, 000	10,000	4,000	26	1,000	25	11, 000	90	11,000	80	1,000	300	30
			平均額	64, 235	51, 176	9, 045	71	8, 105	62	16, 667	140	15, 636	111	4, 278	2, 164	42
	取網	帝役	社 数	17	17	20	11	20	11	12	4	11	4	18	14	6
			最高額	200, 000	100, 000	20,000	130	20, 000	130	35, 000	180	25, 000	160	8,000	3, 000	60
			最低額	10,000	10,000	4,000	26	1,000	25	11, 000	90	10,000	80	1,000	300	30

				支度料	(円)		月	当			宿泊	白料		保険	金額(万	円)
				最高地	最低地	最高	地	最低	地	最高	5地	最低	地	災害	疾病	携行品
				权间地	AX IEV-III	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル	死亡	死亡	損害
			平均額	58, 125	51, 043	7, 342	53	6, 655	48	14, 536	123	13, 545	98	3, 500	1, 941	42
	部	長	社 数	24	23	24	12	20	11	14	5	11	5	20	16	8
			最高額	200,000	140, 000	17,000	90	15,000	90	32,000	160	22,000	140	6,000	3,000	50
			最低額	10,000	10,000	3,000	20	1,000	21	9,000	80	7, 500	70	1,000	1	30
管			平均額	56, 167	48, 625	6, 913	52	6, 225	46	13, 750	118	12, 214	93	3, 236	1, 941	40
理監督	課	長	社 数	24	24	24	13	24	13	14	5	14	5	20	16	8
監督			最高額	200, 000	125, 000	16, 000	80	15,000	80	30, 000	140	20,000	120	5,000	3,000	50
者			最低額	10,000	10,000	2, 500	20	1,000	20	8,000	80	7,000	70	1,000	_	30
			平均額	53, 261	48, 652	6, 444	49	5, 815	42	13, 192	113	11, 692	88	3, 095	1,772	40
	係	長	社 数	23	23	24	13	24	13	13	5	13	5	19	16	7
			最高額	200, 000	125, 000	15, 000	80	15,000	80	30, 000	135	20,000	110	5,000	3,000	50
			最低額	10,000	10,000	2, 100	20	1,000	20	8,000	70	6, 500	60	1,000	250	30
			平均額	50, 087	44, 174	6, 180	49	5, 593	42	12, 692	111	11, 500	86	2, 896	1, 591	39
	最高	高位	社 数	23	23	23	13	23	13	13	5	13	5	21	16	7
			最高額	200, 000	125, 000	15,000	80	15,000	80	30, 000	135	20,000	110	5,000	3,000	50
_			最低額	10,000	10,000	2,000	17	1,000	17	8, 000	70	6,000	60	1,000	100	30
般			平均額	50, 087	43, 522	6, 137	46	5, 571	42	12, 962	111	11, 423	86	2,800	1, 591	39
	最但	氐位	社 数	23	23	22	12	21	13	13	5	13	5	21	16	7
		ŀ	最高額	200, 000	125, 000	15, 000	70	15, 000	80	30, 000	135	20,000	110	5, 000	3,000	50
		ŀ	最低額	10,000	10,000	2,000	15	1,000	15	8, 000	70	7, 500	60	1,000	250	30

[※] 宿泊料については、実費を支給する企業が多く、

社長…15社、取締役…最高地15社、最低地17社、課長…最高地17社、最低地20社、一般…最高地17社、最低地19社で実費で支給している。

(2) 県外本社企業

				支度料	(円)		目	当			宿泊	料		保険金	金額(万円)
				最高地	最低地	最高	地	最低:	地	最高	高地	最低	氐地	災害	疾病	携行品
				取同地	取似地	円	ドル	円	ドル	円	ドル	円	ドル	死亡	死亡	損害
			平均額	64, 750	61, 333	5, 250	62	5,000	55	1	155	_	130	3, 800	3, 533	40
	部	長	社 数	8	6	2	9	2	9	_	4	_	4	11	7	3
			最高額	80,000	80,000	7,000	76	7, 000	70	_	200	_	200	10,000	10,000	50
			最低額	38, 000	38, 000	3, 500	50	3,000	48	_	90	_	85	1,000	500	30
管			平均額	62, 571	59, 714	5, 250	61	5,000	55		154	_	129	3, 778	3, 417	40
理監督者	課	長	社 数	7	7	2	8	2	8		4	_	4	9	6	3
督			最高額	80,000	80,000	7,000	76	7, 000	70	1	200	_	200	10, 000	10,000	50
者			最低額	38, 000	38, 000	3, 500	50	3,000	45	1	90	_	85	1,000	500	30
			平均額	59, 750	57, 250	5, 250	58	5,000	53	1	146	_	121	3, 778	3, 417	40
	係	長	社 数	8	8	2	8	2	8	_	4	_	4	9	6	3
			最高額	80,000	80,000	7,000	76	7, 000	61	_	180	_	180	10,000	10,000	50
			最低額	38, 000	38, 000	3, 500	50	3,000	40	_	85	_	80	1,000	500	30
			平均額	59, 750	57, 250	5, 250	55	5,000	49		139	_	113	3, 545	3, 417	40
	最高	高位	社 数	8	8	2	10	2	10	1	5	_	5	11	6	3
			最高額	80,000	80,000	7,000	76	7,000	61	1	180	_	180	10, 000	10,000	50
_			最低額	38, 000	38, 000	3, 500	30	3,000	30		85	_	80	1,000	500	30
般			平均額	59, 750	57, 250	5, 250	55	5, 000	49		139	_	113	3, 443	3, 014	40
	最低	低位	社 数	8	8	2	9	2	9		5	_	5	11	6	3
			最高額	80,000	80,000	7,000	76	7, 000	61	_	180	_	180	10, 000	10,000	50
		=	最低額	38, 000	38, 000	3, 500	30	3, 000	30	_	85	_	80	1,000	500	30

[※]役員については、データ数が少ないため、集計から除いた。

(3) 各社の最高地・最低地の区分

		最高地	最 低 地
	A-2	北米他	アジア他
	A-6	アラブ首長国連邦	ブラジル連邦共和国
	A - 11	アジア地域以外	アジア地域
	A - 12	区分なし	
	A - 15	アメリカ、カナダ、欧州、先進国	中近東、東南アジア
県	B-2	北米、欧州、その他	東南アジア
	B-3	区分なし	
内	B - 6	特に規程なし	
	B - 11	全地域	
本	D- 1	米国(北、中、南)、欧州、豪州	中華人民共和国、中近東、南ア連邦、朝鮮人民共和 国、アジア諸国他
	E-9	北米、欧州	その他
社	G-4	ヨーロッパ、オーストラリア、北米	左記以外
	G-7	米国、カナダ、EU	韓国、台湾、中国
	G-8	アメリカ	中国
	K-1	北米、中米、中近東、ヨーロッパ	アジア、オセアニア、南米、アフリカ、そのほか
	K-4	アメリカ	中国
	K-5	なし	
	B-8	欧州、北米、豪州	中国
外本	B - 10	欧州(含ロシア)、北米、中南米、中近東、アフリカ	上記以外の地
社	E-8	北米、西欧	アジア、中南米、アフリカ諸国

2回目以降の支度料の支給基準

業 種	本社 所在	会 社記 号	取 扱 い 内 容
機・械・金	県内 企業	A - 1	同一人が1年以内に再出張の場合は基本的になし
		A - 2	3年以上経過後、25,000円
		A - 6	前回の支度料支給出張の出発日より起算して 1 年半を経過し、 かつ 6 回以上の出張実績がある者に対してのみ 1 回目と同条件
		A - 9	で支給。 5年以内の再出張の場合は支給しない。ただし、前回出張時の支度金が50,000円未満の場合は、その差額を支給。前回の支度金支給出張より起算して5年を経過する場合には再
		A - 10	度出張支度金として、20,000 円を支給。 2 年経過後、支給。
属		A - 11	初回以降同じ。旅券査証料、入出国税、外貨購入手数料は実費 支給。
		A - 12	暦年単位で6ヶ月を経過して再出発のある場合は、10,000円。
	県外 企業	A - 13	8日以上の場合、10,000円/回支給。
		A - 14	1年以内の場合、支度料は支給しない。1年以上3年未満の場合は、支度料は50%支給する。
化学・石油	県内 企業	B - 1	前出張出発後、3ヶ月以上1年未満の再出発・・・40%。 1年以上2年未満・・・60%
		B - 2	・2回目以降の支度料は、0円である。
		B - 6	2年以内に2回目以降は半額
		B - 7	支度金ははじめての海外出張時のみ
	県外 企業	B - 5	最初の渡航時のみ支給する。
	-	B - 8	1年未満・・・支給せず、5年未満・・・3万円。5年以上・・・ 5万円。

業 種	本社 所在	会 社記 号	取扱い内容
化学	県外 企業	B - 9	同一目的での長期出張(31日以上)につき、1度の支給(2万円)が原則となり、一時帰国後の再渡航時には支給なし。1ヶ月以内の出張には支給なし
		B - 10	過去に海外出張を命じられ、支度料を支給された社員が、その 出張後3年未満で再び出張する場合には、支度料は支給しない。
製紙	県外 企業	D - 3	2回目以降の支度料は支給しない
運	県内 企業	E - 7	5年以内の再渡航する場合は、5000円とする
輸	県外	E - 8	初回のみ
食品	県内 企業	F - 5	同じ
卸・小売	県内 企業	G - 4	海外出張を命ぜられた日から起算して過去3年以内に支度金の支給を受けた者の支給は、次のとおり。イ)1年以内…出張期間に応じた額の2割を支給 ロ)2年以内のとき・・・出張期間に応じた額の5割を支給 ハ)3年以内のとき・・・出張期間に応じた額の8割を支給
		G - 5	1年以内・・・4/10、2年以内・・・6/10
その	県内 企業	K - 1	前回出張の帰着日からの期間に応じ次の支度料を支給。イ)帰着日から1年未満・・・支給せず ロ)帰着日から1年以上3年未満・・・50% 八)帰着日から3年以上・・・100%。同一出張者が過去1年以内に出張日数が90日以上の場合は、定められた支度料の50%を支給。
他		K - 3	前回の帰国日より起算し、1年未満のとき初回の30%、1年以上2年未満のとき、初回の50%、2年以上のとき、初回の100%を支給。
		K - 4	出張から帰任後、1ヵ年以内に外国出張を命ぜられた場合は、 支度料の5割を支給する